



多様な働き方推進事業者

# 多様な働き方推進事業者 認定チェックリスト

認定項目①～⑩のうち3つ以上に☑がつくと認定の可能性があります。

## **① 法令順守、規則・計画の整備、「みんなのキャリアの保健室」への登録** [☑全て]

- 労働基準法や育児・介護休業法の労働関係法令に違反する重大な事実が過去3年以内にない。
- 育児・介護休業法を遵守した就業規則を整備している、または10人未満雇用事業者である。
- 次世代法・女性活躍推進法に基づき一般事業主行動計画を策定している、または100人以下雇用事業者である。
- 「みんなのキャリアの保健室」事業者登録に登録している。※申請中を含む

## **① 男女が共に仕事と育児・介護を両立できる**

- 育児・介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児や介護の短時間勤務のいずれかの利用実績がある。※過去5年以内

## **② テレワークやフレックスタイムなど独自の取り組みを導入している** [☑ 1つ以上]

- 法を上回る制度がある。（育児休業、介護休業、育児のための短時間勤務）のいずれか。
- 始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ  柔軟な働き方（勤務間インターバル、フレックス、テレワーク）
- 託児環境の整備  有給での子の看護休暇または介護休暇
- 限定正社員制度  出産退職者、介護離職者等の復職・再雇用制度

## **③ 出産後復帰して1年以上継続して働いている従業員がいる** ※過去5年以内

おおむね50%以上の実績がある。※出産した女性がいない場合は介護休業した従業員の仕事復帰率

## **④ 女性管理職が活躍している**

管理職全体のうち、女性管理職の割合がおおむね15%以上または業種別平均を上回る。

## **⑤ ライフステージに応じたキャリア形成を支える職場づくりをしている** [☑ 2つ以上]

- 時間単位の有給休暇制度  パートタイム労働者等からの正社員への転換制度
- 妻出産時の学校行事参加のためなどの特別休暇制度  ノー残業デーの実施
- 働き方の見直しや女性のキャリア形成につながる研修制度  その他独自の取組

## **⑥ 働き方に対する取組を表明している** [☑ 1つ以上]

- 社内報、社内インフラネット、掲示、回覧や社内メールへの掲載  経営方針、求人票やホームページへの掲載
- 各種制度周知のためのハンドブック等の作成  くるみん、えるほし認定の取得

## **⑦ 男性従業員の育児休業等の取得が定着している** [☑ 1つ以上] ※過去5年以内

- 男性従業員で育児休業（出生時育児休業を含む）の連続5日以上の取得者がいる。
- 男性従業員で育児を理由とした休暇（年次有給休暇を除く）の連続5日以上の取得者がいる。
- 男性従業員で育児のための短時間勤務制度利用者がいる。

## **⑧ 働き方改革を積極的に進めている** [☑ 1つ以上]

- 月平均残業時間が業種別平均を下回る。または過去2か年比で10%以上削減している。
- 有給休暇の取得率が業種別平均を上回る。または10日以上付与された従業員全員が年5日を超えて取得している。

## **⑨ 従業員が長く働き続けている** [☑ 1つ以上]

- 離職率  新卒者の3年目までの離職率  勤続年数 のいずれかが平均より良い

## **⑩ 旭川市女性活躍推進部が実施する事業の利用実績がある** [☑ 1つ以上] ※過去1年以内

- みんなのキャリアの保健室セミナー  多様な働き方セミナー
- その他、旭川市女性活躍推進部女性活躍推進課が実施する事業

まずは、こちらに登録！

詳細はコチラ

「みんなのキャリアの保健室」事業者登録

